

## 4 1 6 の 2 委任状等の代書

記名国債証券に関する支払や各種の請求・届出にあたり、記名者(記名者の相続人・包括受遺者・特別縁故者を含む。以下4 1 6 の 2において同じ。)の手が不自由であるなど真にやむを得ない事由により、委任状、国債元利金支払票、滅紛失利賦札元利金(償還金)領収証書または各種の請求書・届書(以下4 1 6 の 2において「委任状等」という。)について、代理人または第三者が記名者の意思にもとづき代書を行う場合には、次のとおり取扱う。

### 代書の旨の記載 など

- 代書を行った者に、委任状等の余白に、次の事項を記載させる。
    - 代書の旨(代書を行った者が記名者に代わって押印するときは、代書・押印の旨)
    - 代書を行った者の住所・氏名・記名者との関係
    - 代書事由(例:記名者は手が不自由で記入および押印が困難であるため)
  - 記名者の目が不自由であるなどの事由により、記名者が委任状等の記載内容を確認することができないときは、上記により取扱うとともに、委任状等の記載内容について、証券の利害関係人以外の者により記名者への読み聞かせを行わせたい場合、読み聞かせを行った者に、委任状等の余白に、次の事項を記載させる。
    - 読み聞かせを行った旨
    - 読み聞かせを行った者の住所・氏名・記名者との関係
- \* 取扱機関の職員が代書または読み聞かせを行ったときは、当該職員の住所の記載に代えて、当該取扱機関の名称およびその職員である旨を記載することができる。
- \* 代書を行った者と読み聞かせを行った者が同一であるときは、読み聞かせを行った者の住所・氏名・記名者との関係の記載は要しない。